

# 7 火薬類許可申請等の手引

令和8年4月1日

千葉市消防局予防部指導課

# 目次

第1	申請書等の提出先	1-1
第2	手続きに関する注意事項	
1	申請・手続きに係る標準処理期間	2-1
2	手数料	2-2
第3	許可に係る各種手続き	
1	譲渡・譲受の許可申請	3-1
2-1	消費の許可申請（煙火消費以外）	3-9
2-2	消費の許可申請（煙火消費）	3-9
3	廃棄の許可申請	3-12
4	保安検査の申請	3-16
5	火薬庫設置及び変更の許可申請	3-18
6	販売の許可申請	3-22
第4	承認・指示に係る各種手続き	
1	保安教育計画の認可申請	4-1
2	火薬庫外火薬類貯蔵所の指示申請	4-4
第5	届出・報告に係る各種手続き	
1	許可申請書等記載事項変更報告書	5-1
2	貯蔵火薬類等変更届	5-3
3	火薬庫軽微変更届	5-5
4	火薬庫承継届	5-7
5	火薬庫外火薬類貯蔵所指示申請書の記載事項変更報告書	5-9
6	火薬庫外火薬類貯蔵所の廃止届	5-11
7	営業（火薬庫の用途）廃止届	5-13
8	保安責任者等選任・解任届	5-15
9	特定施設（火薬庫）使用休止届	5-18
10	定期自主検査計画（変更）届・定期自主検査報告書	5-20
11	火薬類の販売・出納・消費報告書	5-23
第6	補足	
1	実包及び空包等の取扱いについて	6-1
2	火薬類取締法の適用を受けない火工品について	6-2

《略語》

- 法　：火　薬　類　取　締　法（昭和25年　法律第149号）
- 令　：火　薬　類　取　締　法　施　行　令（昭和25年　政令第323号）
- 省令　：火　薬　類　取　締　法　施　行　規　則（昭和25年　通商産業省令第88号）
- 市規則：千葉市火薬類取締法施行細則（平成29年　千葉市規則第24号）
- 解説　：火　薬　類　取　締　法　の　解　説（日本火薬工業会資料編集部発行）

## 第1 申請書等の提出先

千葉市内における火薬類の取扱い等に関わる各種申請書等は、千葉市消防局予防部指導課保安係に提出してください。

なお、千葉市を除く千葉県内の場合は、千葉県防災危機管理部産業保安課となります。

### 【千葉市内】

千葉市消防局予防部指導課保安係

千葉市中央区長州1-2-1 セーフティちば4階

電話：043(202)1672

FAX：043(202)1679

メール：shidoho@city.chiba.lg.jp

### 【千葉市を除く千葉県内】

千葉県防災危機管理部産業保安課管理調整班（火薬担当）

千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁中庁舎7階

電話：043(223)2722

FAX：043(227)3548



### 最寄駅

- モノレール県庁前駅（徒歩1分）
- JR本千葉駅（徒歩3分）
- 京成千葉中央駅（徒歩8分）
- JR千葉駅（徒歩15分）



## 第2 手続きに関する注意事項

### 1 申請・手続きに係る標準処理期間

千葉市における標準処理期間は下記のとおりです。

ただし、当該申請を千葉県公安委員会に意見照会する場合は、この限りではありませんので、期間に余裕をもって申請してください。

なお、各種申請・届出書類の必要部数は原則2部ですが、煙火の消費許可申請（花火大会）等、申請内容によっては必要部数が異なりますので、事前にご相談ください。

各種申請・届出書類が建築基準法等の他法令に抵触する場合は、申請者に対し担当部局に確認を依頼することがあります。

申請区分	標準処理期間	備考
製造営業の許可	20日間	変更許可を含む
販売営業の許可	20日間	
火薬庫設置・移転	15日間	変更許可を含む
火薬庫外火薬類の貯蔵指示	15日間	
火薬庫所有等義務免除	10日間	
完成検査	15日間	製造施設・火薬庫
譲渡又は譲受許可	7日間	再交付を含む
輸入の許可	7日間	
消費の許可	10日間	
廃棄の許可	7日間	
保安検査	15日間	製造施設・火薬庫
保安教育計画の認可	20日間	消費者・変更の認可含む
危害予防規程の認可	20日間	変更認可を含む

処理期間は、申請日の翌日から起算し、許可証等交付日までで算定します。

なお、次に掲げる期間は、標準処理期間に算入しません。

- (1) 千葉市の休日を定める条例（平成元年3月22日 条例第1号）第1条に定める休日の日数
- (2) 申請の不備その他の理由による補正及び審査のために必要な書類等の追加のために要する日数
- (3) 検査を伴う申請については、申請日の翌日から検査日までの日数

## 2 手数料

申請手数料は下記の表のとおりです。

申請時に現金での納付をお願いします。（千葉県収入証紙は使用できません。）

なお、煙火以外の火薬類の消費許可申請については手数料の納付は必要ありません。

内容		手数料（円）
製造許可		220,000
販売営業許可	競技用紙雷管のみ	25,000
	上記以外	110,000
火薬庫	設置・移転許可	73,000
	構造・設備変更許可	8,300
完成検査	製造設備、火薬庫設置・移転	41,000
	火薬庫の構造・設備の変更	23,000
譲渡許可		1,200
譲受許可	火工品のみ	2,400
	火薬類（火工品除く）25kg以下※	3,500
	その他	6,900
輸入許可	火薬・爆薬25kg以下※	12,000
	その他	25,000
煙火消費許可		7,900
保安検査		41,000

※下記に該当する場合に限る。（昭和53年4月26日「火薬類取締法令の改正について」53立局第242号 参照）

### （1）譲受許可

- ア 火薬のみの譲受けであって、その譲受け数量が25kg以下の場合
- イ 爆薬のみの譲受けであって、その譲受け数量が25kg以下の場合
- ウ 火薬及び爆薬の譲受け数量の合計が25kg以下の場合
- エ アからウのいずれかに該当し、併せて火工品も譲り受ける場合  
（火工品の中に含まれる火薬又は爆薬の薬量は計算に含めません。）

### （2）輸入許可

火工品を輸入する場合は、火工品中の火薬・爆薬量を算入します。

### 第3 許可に係る各種手続き

#### 1 譲渡・譲受の許可申請（法第17条）

火薬類を譲り渡し、又は譲り受けようとする者は、市長の許可が必要です。

ただし、法第17条第1項各号及び法第51条第2項、第3項若しくは第4項に該当する場合は、この限りではありません。

また、譲り渡し又は譲り受けの当事者のいずれもが火薬類の製造業者又は販売業者以外の者である場合、許可に際して千葉県公安委員会に意見照会する必要がありますので、譲渡・譲受予定日の2週間前までに提出してください。

#### (1) 申請書類

##### ア 譲渡

譲渡許可申請は、申請者の住所地（法人の場合はその主たる事務所の所在地）を管轄する行政機関が窓口となります。

(ア) 火薬類譲渡許可申請書（省令様式第9、記載例は3-4頁参照）

(イ) 火薬類の種類・製品名及び数量（火工品に含まれる火薬類の種類及び重量）が記載された書類

(ウ) 譲り受ける者が受けている火薬類取締法関係の許可証（製造・販売・譲受）の写し

##### イ 譲受

譲受許可申請は、譲り受ける火薬類の消費地を管轄する行政機関が窓口となります。（消費地が複数の場合や特定できない場合は下記（3）注意事項参照）

(ア) 火薬類譲受許可申請書（省令様式第10、記載例は3-5頁参照）

(イ) 火薬類の種類・製品名及び数量（火工品に含まれる火薬類の種類及び重量）が記載された書類

(ウ) 取扱計画書（記載例は3-6頁参照）

(エ) 火薬庫設置等許可証又は火薬庫外火薬類貯蔵所指示書の写し

(オ) 銃砲所持許可証の写し及び建設用びょう打ち銃用空砲取扱従事者手帳の写し（建設用びょう打ち銃用空包の場合のみ。）

(カ) 譲り渡す者が受けている火薬類取締法上の許可証の写し

##### ウ 譲受・消費（省令第90条の2）

火薬類の譲受と消費は別の行為ですが、許可を受けずに消費することのできる火薬類の用途及び数量（省令第49条 無許可消費数量）に該当せず、かつ、譲り受けた火薬類の主たる消費地が千葉市内の場合、一括で許可申請が可能です。

(ア) 火薬類譲受・消費許可申請書（省令様式第50、記載例は3-7頁参照）

(イ) 火薬類の種類・製品名及び数量（火工品に含まれる火薬類の種類及び重量）が記載された書類

(ウ) 火薬類消費計画書（市規則様式第19号、記載例は3-8頁参照）

(エ) 火薬庫設置等許可証又は火薬庫外火薬類貯蔵所指示書の写し

(オ) 銃砲所持許可証の写し及び建設用びょう打ち銃用空砲取扱従事者手帳の写し  
(建設用びょう打ち銃用空包の場合のみ。)

(カ) 譲り渡す者が受けている火薬類取締法上の許可証の写し

(2) 許可証の有効期間等（法第17条6項）

譲渡・譲受許可証の有効期間は譲渡・譲受期間（最長1年間）とし、市長が当該譲渡・譲受に必要と認められた期間を指定すべきとしており、譲渡は特別な事情のない限り10日以内、譲受は下記のとおりとしてください。

種類		譲受期間
建設用びょう打ち銃用空包		1年以内
産業用 火薬	火薬庫を所有又は占有するもの	1年以内
	庫外貯蔵所を所有又は占有するもの	6か月以内
	他人所有の火薬庫等に保管を依頼するもの	3か月以内

(3) 注意事項

ア 譲渡目的が法第5条の販売事業又は継続的反復的な販売行為に該当する場合、火薬類を譲渡することはできず、販売の許可が必要となります。

イ 譲り受ける火薬類の消費地が複数の場合や、特定できない場合は譲受許可申請の窓口は下記のとおりとなります。

(ア) 消費地が2以上の市（都道府県）にわたる場合は、その主たる消費地を管轄する行政機関

(イ) 消費目的が狩猟のように消費地が定まっていない場合、又は捕鯨のように管轄する行政機関がない場合は申請者の住所地を管轄する行政機関

ウ 譲り受けた火薬類は申請時の目的以外の用途には使用できず、譲受許可証の内容に変更が生じた場合は以下の対応が必要となります。

(ア) 譲受許可証に記載されている申請者の住所、氏名・名称、職業に変更が生じた場合は譲受許可証の書換の申請（省令第38条の2）

(イ) 用途・場所に変更が生じた場合は残火薬の措置（下記才参照）を行い、再度譲受許可申請

エ 譲渡・譲受を終了し、又は譲渡・譲受許可証の有効期間が満了したときは、当該許可証を市長に返納しなければなりません。（令第2条）

なお、譲り受けた火薬類は譲受許可証の有効期間満了後も申請時の消費目的が完了するまでの間、所持することができます。（法第21条3号）

オ 譲受許可申請時の消費目的が完了又は消費が不要となったときに譲り受けた火薬類が残っている場合は、遅滞なくその火薬類を譲り渡し、又は廃棄しなければなりません。（法第22条）

カ 一括譲受（建設用びょう打ち銃用空包を複数の工事現場等で消費できるよう譲り受けること）の許可申請の場合は、次のとおりとしてください。

(ア) 申請数量が3,000個以下であること。ただし、保安講習受講者については10,000個以下であること。

- (イ) 譲受及び消費期間が1年以内であること。
  - (ウ) 消費の目的及び方法がほとんど同一であること。
- キ 拳銃等又は猟銃に使用される実包及び空包等を譲渡・譲受する（譲渡・譲受目的が廃棄の場合を除く。）場合は、千葉県公安委員会が窓口となります。
- （6－1頁参照）

様式第9（第35条関係）

× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理日	年 月 日
× 許可番号	

火薬類譲渡許可申請書《記載例》

●●年●月●日

千葉県長 殿

千葉県●●区●●町●●  
 株式会社●●●●  
 （代表者）代表取締役 ●● ●●

名 称	株式会社●●●●	
事務所所在地（電話）	千葉県●●区●●町●● 043-●●●●-●●●●	
職 業	製造業	
（代表者）住所氏名（年齢）	千葉県●●区●●町●● ※代表者個人の居住場所を記載 代表取締役 ●● ●●（●●歳）	
火薬類の種類及び数量	電気雷管（アクチュエーター）6個 その他の火工品（インジケーターヒューズ）4個	
譲 渡 目 的	旧品の返納	
譲渡期間（1年を超えないこと。）	自 ●●年●月●日 至 ●●年●月●日	
譲 渡 火 薬 類 の 所 在 場 所	千葉県●●区●●町●●	
譲渡の相手方	住 所	千葉県●●区●●町●●
	氏 名	株式会社●●●●

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 ×印の欄は、記載しないこと。

× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理日	年 月 日
× 許可番号	

火薬類譲受許可申請書《記載例》

●●年●月●日

千葉市長 殿

千葉市●●区●●町●●  
 ●●建設株式会社  
 (代表者) 代表取締役 ●● ●●

名 称	●●建設株式会社 ●●事務所	
事務所所在地(電話)	千葉市●●区●●町●● 043-●●●-●●●●	
職 業	建設業	
(代表者)住所氏名(年齢)	千葉市●●区●●町●●※代表者個人の居住場所を記載 代表取締役 ●● ●● (●●歳)	
火薬類の種類及び数量	建設用びょう打ち銃用空包 3,000個	
譲 受 目 的	建築・建設工事用	
譲受期間(1年を超えないこと。)	自 平成29年4月15日 至 平成30年4月14日	
貯 蔵 又 は 保 管 場 所	事務所内の安全な箇所に堅固な錠を付けた容器に収納する。 (2,000個以下とする。ただし、空包1個の装薬量が0.4g以下の場合は4,000個以下とする。)	
消費に関する事項	目 的	建築・建設工事用
	日時(期間)	自 平成29年4月15日 至 平成30年4月14日
	場 所	千葉市内の工事現場

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 ×印の欄は、記載しないこと。

## 取扱計画書<<記載例>>

建設用びょう打ち銃用空包の取扱について次のとおり実施します。

- 1 同一消費地における消費量は1日につき200個（ただし、その原料をなす火薬又は爆薬が0.4g以下のものにあつては、400個）以下とする。
- 2 空包の貯蔵については、施錠できる容器に収納し、火炎及び盗難防止に留意するとともに2,000個（ただし、その原料をなす火薬又は爆薬0.4g以下のものにあつては2個を1個と換算する。）以下を貯蔵する。
- 3 申請区域内で消費する。
- 4 帳簿を備え、購入又は消費の都度年月日数量を記載し、空包の出納を明確にする。
- 5 譲受許可証の期間満了又は工事終了等により空包に残量がある場合は、すみやかに譲渡許可を受けて火薬商に返品する。
- 6 消費に際して、消費場所付近に多数の人が集合し又は通行している場合は消費を中止するほか、消費場所には関係者以外の立入を禁止する。
- 7 その他火薬類取締法令に違反しないよう注意し、危害予防に努める。

### 8 建設用びょう打ち銃所持許可証

公安委員会	許可番号	交付年月日	銃型式番号	氏名
千葉県	第●●号	●●年●●月●日	●●低速式 ●●●(型式)	●● ●●

### 9 火薬類取扱従事者

住 所	氏 名	年 齢	経 験
千葉市●●区●●	●● ●●	●●歳	●年

× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理日	年 月 日
× 許可番号	

火薬類譲受・消費許可申請書《記載例》

●●年●月●日

千 葉 市 長 殿

千葉市●●区●●町●●

(代表者)

●● ●●

名 称	●●●●●	
事務所所在地（電話）	千葉市●●区●●町●● 043-●●●-●●●●●	
職 業	●●●●	
(代表者) 住所氏名 (年 令)	千葉市●●区●●町●● <small>※代表者個人の居住場所を記載</small> ●● ●● (●●歳)	
火薬類の種類及び数量	電気雷管6個、導爆線60m、油井用火工品90個	
目 的	坑井内鉄管穿孔作業のため	
譲 受 期 間 (1年を超えないこと。)	自 平成●●年●月●日 至 平成●●年●月●日	
貯 蔵 又 は 保 管 場 所	千葉市●●区●●町●● 地上式1級火薬庫	
消費 に関 する 事項	場 所	千葉市●●区●●町●●
	日 時 ( 期 間 )	自 ●●年●月●日 至 ●●年●月●日
	危 険 予 防 の 方 法	火薬類取締法令の規定を遵守するほか、別紙の消費計画のとおり。

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事業所の所在地を記入すること。  
 3 ×印の欄は、記載しないこと。

## 様式第19号

## 火 薬 類 消 費 計 画 書《記載例》

1	取扱所の構造等の概要				
	●●の所有地であり、テント式（ビニール製）の構造とする。				
	周囲1mにロープで柵を作る。				
	入口付近、火工所、火気厳禁、立入禁止の札を設置する。				
2	1回の発破に使用する最大薬量及び消費量算出				
	種類 1回の使用量×回数×日数＝全使用量				
	（電気雷管1.39g＋導爆線170g＋油井用火工品201g）×2回×3日＝2234.34g				
3	消費の作業に従事する者				
	住 所	氏 名	年齢	資 格	作業内容
	千葉市●●町	●● ●●	●歳	甲種（千葉県●●）	発破
	千葉市●●町	●● ●●	●歳	甲種（千葉県●●）	運搬・見張
4	消費順序の概要				
	①運搬箱を使用し、火工品の種類別に運搬する。				
	②別添のとおり装薬する。				
	③発破器を用いて発破する。				
5	消費場所位置図			別添参照	
6	消費場所見取図			別添参照	
7	消費場所の土地権利者の承諾書の写し			所有地のため不要	
8	消費が付近に影響を及ぼすおそれのある場合はその承諾書			別添参照	
9	保安責任者等選任解任届を同時に提出のこと			別添参照	

## 2-1 消費の許可申請（煙火消費以外）（法第25条）

火薬類を消費する場合は、市長の許可が必要です。

### （1）申請書類

ア 火薬類消費許可申請書（省令様式第29号、記載例は3-10頁参照）

イ 火薬類の種類・製品名及び数量（火工品に含まれる火薬類の種類及び重量）が記載された書類

ウ 危険予防の方法・消費の技術上の基準（省令第50条）の遵守方法

エ 火薬類消費計画書（市規則様式第19号）

オ 消費場所付近の詳細図

カ 消費場所の土地権利者の承諾書（申請者が土地を所有している場合を除く。）  
（記載例は3-11頁参照）

キ 関係機関の承諾書の写し

ク その他（参考資料）

※消費基準の遵守方法について、該当する技術上の基準ごとに別途その他（参考資料）を提出していただく場合がありますので、予め申請内容についてご相談していただくことが望ましいです。

### （2）許可が必要となる行為の例と留意事項

ア 模型ロケット飛行

模型ロケットに用いられる噴射推進器（紙製の推進薬筒に限る。）であって、黒色火薬で火薬量20g以下のものは、がん具煙火として取り扱い、消費に関して本来市長の許可は必要ありません。ただし、上記以外の場合は、火薬として取り扱うため火薬類消費許可が必要となります。<sup>※1</sup>

イ 建設用びょう打ち銃用空包

建設用びょう打ち銃用空包の消費については、別途銃砲所持許可証の写し及び建設用びょう打ち銃用空砲取扱従事者手帳の写しを提出してください。

### （3）適用除外<sup>※2</sup>

MGG（マイクロガスジェネレーター）が自動車用エアバッグに用いられる場合、又はドローン飛行時のパラシュート開傘用として使用される場合等は、法の適用を受けない火工品として定められ、消費に関して許可が不要となります。

（6-2頁参照）

## 2-2 消費の許可申請（煙火消費）（法第25条）

煙火の消費に係る申請については「煙火消費許可申請の手引」を参照してください。特殊な打揚方法については詳細な注意事項（例：斜め打ちの場合、申請者はその方向を消費場所の見取り図又は消費場所付近の詳細図に記載するほか、打揚筒の設置方法、打揚角度、開発の仕方、飛散範囲及び煙火玉が不点火等によって落下した場合の落下予想到着地点等についての書類を作成すること。打ち出しの際の衝撃により当該打揚筒等の方向が変化しないように確実に固定することとし、観客席に向けた斜め打ちは行わない計画とすること。）がありますので、御確認をお願いします。

× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理日	年 月 日
× 許可番号	

火薬類消費許可申請書《記載例》

●●年●月●日

千葉市長殿

千葉市●●区●●町●●

(代表者) ●● ●●

名 称	●●●●
事務所所在地(電話)	千葉市●●区●●町●● 043-●●●●-●●●●
職 業	●●●
(代表者)住所氏名(年齢)	千葉市●●区●●町●● <small>※代表者個人の居住場所を記載</small> ●● ●● (●●歳)
火薬類の種類及び数量	黒色火薬(模型ロケット用噴射推進器) ●●グラム
目 的	模型ロケットの打上実験
場 所	千葉市●●区●●町●● ●●●●
日 時 ( 期 間 )	自 ●●年●月●日 ●時より ●時まで 至 ●●年●月●日 雨天順延時 ●月●日
危 険 予 防 の 方 法	火薬類取締法施行規則第56条の3の2の基準及び日本モデルロケット協会自主消費基準を遵守する。

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の欄は、記載しないこと。

承 諾 書《記載例》

年 月 日

(申請者名) 様

住 所

(土地所有者)

氏 名

下記の場所にて

を〇〇することを承諾します。

記

### 3 廃棄の許可申請（法第27条）

火薬類を廃棄する場合は、市長の許可が必要です。

販売業者等が営業を廃止した場合又は火薬類の譲受の許可を受けた者がその火薬類を消費しなくなった場合等において、火薬類の残量があるときは、遅滞なくその火薬類を譲り渡し、又は廃棄しなければなりません。（法第22条）

#### （1）申請書類

- ア 火薬類廃棄許可申請書（省令様式第30、記載例は3-13頁参照）
- イ 廃棄従業者名簿（市規則様式第23号、記載例は3-15頁参照）
- ウ 廃棄場所を示す図面（案内図・見取図）
- エ 廃棄従業者の指揮者の保安取扱者免状の写し
- オ 廃棄場所の土地所有者の承諾書（申請者が土地を所有している場合を除く。）  
（承諾書の記載例は3-11頁を参照）

#### （2）廃棄期間（日時）

廃棄期間は特別な事情のない限り10日以内としてください。

#### （3）注意事項

- ア 廃棄の方法について、技術上の基準（省令第67条）に適合する方法により廃棄する必要があります。
- イ 廃棄業者へ依頼し廃棄する場合、火薬類の種類によって手続きが異なります。  
（3-1頁及び6-1頁参照）

× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理日	年 月 日
× 許可番号	

火薬類廃棄許可申請書《記載例》

●●年●月●日

千葉県長 殿

千葉県●●区●●町●●  
 株式会社●●●●  
 (代表者) 代表取締役 ●● ●●

名 称	株式会社●●●●
事務所所在地(電話)	千葉県●●区●●町●● 043-●●●-●●●●
職 業	船舶用品販売業
(代表者)住所氏名(年齢)	千葉県●●区●●町●● <small>※代表者個人の居住場所を記載</small> 代表取締役 ●● ●● (●●歳)
火薬類の種類および数量	ロープ発射用ロケット4本(火薬類の詳細は別紙)
廃 棄 す る 理 由	有効期限切れによる廃棄
方 法	別紙 廃棄作業手順書による
場 所	千葉県●●区●●町●●
日 時	自 平成29年4月15日 至 平成30年4月14日
廃棄を指揮する者の氏名	●● ●●
危 険 予 防 の 方 法	火薬類取締法施行規則第67条に基づき実施する

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 ×印の欄は、記載しないこと。

## 《記載例》

### 1 廃棄する火薬類の種類及び数量（詳細）

火薬量：122.5g／本

火薬類の種類（成分）		火薬量
着火薬	黒色小粒火薬	2.5g
コンポジット推進薬	過塩素酸アンモニウム80% 樹脂（ポリブタジエン）20%	120g

総火薬量：122.5g × 4本 = 490g

### 2 廃棄計画書

- (1) 警戒員を配置する。
- (2) 廃棄焼却場への関係者以外の立入を禁止する。
- (3) 廃棄火薬類を廃棄焼却場に運ぶ。
- (4) 指揮者が実施者に準備作業の開始を指示する。
- (5) 実施者が準備作業を行う。

様式第23号

廃棄従業者名簿<<記載例>>

名 称	株式会社●●●●			
事務所の所在地 (電話番号)	東京都●●区●-●-● 電話03-●●●●-●●●●			
代 表 者 (住所 氏名 年齢)	東京都●●区●-●-● 代表取締役 ●● ●● ●●歳			
廃棄場所 (電話番号)	千葉市●●区●●町●● 043-●●●●-●●●●			
住 所	氏 名	年 齢	資 格	作 業 内 容
市原市●●町	●● ●●	●●歳	甲種 取扱	指揮者
...	...	...	.....	警戒員
...	...	...	.....	実施者

#### 4 保安検査の申請（法第35条）

製造業者又は火薬庫を所有若しくは占有している場合、その火薬庫について定期的（1年又は3年毎）に市長が行う保安検査を受けなければなりません。

ただし、火薬庫を使用せず休止しており、その旨を届け出ている場合を除きます。その場合は、特定施設（火薬庫）使用休止届（市規則様式第42号）を提出してください。

なお、休止施設を再開する場合は保安検査が必要となります。（省令第44条の22項）

#### 申請書類

保安検査申請書（省令様式第18、記載例は3-17頁参照）

様式第18（第44条の2、第44条の3関係）

× 整理番号	
× 受理日	年 月 日

### 保安検査申請書<記載例>

●●年●月●日

千葉市長殿

千葉市●●区●●町●●  
 ●●銃砲店  
 (代表者) 店長 ●● ●●

名 称	●●銃砲店
事務所所在地（電話）	千葉市●●区●●町●● 043-●●●-●●●●
製造所又は火薬庫の所在地（電話）	千葉市●●区●●町●● 地上式1級火薬庫5棟 043-●●●-●●●●
完成検査証の交付年月日	●●年●月●日（●●第●●号）
前回の保安検査に係る保安検査証の交付年月日	●●年●月●日

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 2 ×印の欄は、記載しないこと。
  - 3 ( )内は該当する一機関名を記載すればよい。

## 5 火薬庫設置及び変更の許可申請（法第12条）

火薬庫を設置し、移転し又はその構造若しくは設備を変更しようとする場合は、市長の許可が必要です。

なお、許可申請書等記載事項変更報告書（5-2頁）、貯蔵火薬類等変更届（5-4頁）及び火薬庫軽微変更届（5-6頁）に該当するものを除きます。

### （1）火薬庫の種類

- ア 一級火薬庫（省令第24条～第25条の2）
- イ 二級火薬庫（省令第26条）
- ウ 三級火薬庫（省令第27条）
- エ 水蓄火薬庫（省令第27条の2～第27条の3）
- オ 実包火薬庫（省令第27条の4）
- カ 煙火火薬庫（省令第28条）
- キ がん具煙火貯蔵庫（省令第29条）
- ク 導火線庫（省令第29条）

### （2）申請書類

- ア 火薬庫設置等許可申請書（省令様式第7、記載例は3-19頁参照）
- イ 火薬庫工事設計明細書（記載例は3-20頁参照）
- ウ 設置場所の土地所有者の承諾書（申請者が土地を所有している場合を除く。）  
（記載例は3-11頁参照）
- エ 火薬庫の位置図（用途地域確認を含む。）、見取図、構造図、配置図及び警鳴装置等の明細（火薬類の盗難防止設備については、JIS K 4832：2018火薬類の盗難防止設備の要求事項を準拠すること）
- オ 変更の内容の分かる書類等
- カ 火薬庫設置許可審査表（担当まで御連絡ください。）
- キ 申請者の身分等を証明する書類

#### （ア）法人の場合

- a 登記簿謄本
- b 定款の写し
- c 代表者印の印鑑証明書
- d 代表者の身分証明書
- e 代表者の履歴書
- f 誓約書（代表者及び役員が欠格事由に該当しない旨の代表者による誓約書）

#### （イ）個人の場合

- a 住民票
- b 印鑑登録証明書
- c 身分証明書
- d 履歴書
- e 誓約書

様式第7（第13条関係）

× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理日	年 月 日
× 許可番号	

火薬庫設置等許可申請書《記載例》

●●年●月●日

千葉県市長殿

千葉県●●区●●町●●  
 株式会社●●●●  
 （代表者）代表取締役 ●● ●●

名 称	株式会社●●●●
事務所所在地（電話）	千葉県●●区●●町●● 043-●●●-●●●●
職 業	船舶用販売業
代 表 者 （住所氏名）	千葉県●●区●●町●●※代表者個人の居住場所を記載 代表取締役 ●● ●●
火薬庫所在地（電話）	千葉県●●区●●町●●
火薬庫の種類及び棟数	地上式3級火薬庫 1棟
貯蔵火薬類の種類及びその最大貯蔵量	実包 30,000発
設置、移転、変更の別 （移転又は変更の場合にはその理由）	変更（入口の扉が老朽化し交換するため）
備 考	

別紙添付書類 火薬庫工事設計明細書

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。  
 2 ×印の欄は、記載しないこと。  
 3 移転または変更の場合には、新旧を併記すること。  
 4 2級火薬庫にあつては、備考の欄にその使用期間を記載すること。

## 火薬庫工事設計明細書《記載例》

## 1 位置および付近の状況（地図・図面添付）

## 2 保安物件との距離

	規則第 23 条の 保安距離	実測した距離	対象となる保安物件
第 1 種			
第 2 種			
第 3 種			
第 4 種			

## 3 構造（図面添付）

(1) 基礎

(2) 壁体

(3) 屋根

(4) 床及び通気孔

(5) 内面及び床面

(6) 扉

(7) 窓

(8) 換気孔

#### 4 設備（図面、資料添付）

(1) 土提、簡易土提、防爆壁

(2) 避雷装置

(3) 警鳴装置

(4) 照明

(5) 警戒さく

(6) 警戒札

(7) 貯水槽

#### 5 その他

火薬類取扱保安責任者選任予定（正・代理者）

## 6 販売の許可申請（法第5条）

火薬類の販売をする場合は、市長の許可が必要です。（製造業者がその製造した火薬類をその製造所において販売する場合は、許可は必要ありません。）

なお、販売業者が販売所を移転する場合には、販売所を廃止し、新たな移転場所において販売営業の許可を受けなければなりません。ただし、競技用紙雷管のみを扱う販売業者が千葉市内で販売所の移転を行う場合には、許可申請書等記載事項変更報告書の届出となります。<sup>※3</sup>

### （1）申請者等

ア 欠格事由（法第6条）に該当しない者であること。

イ 法人又は団体にあつては、役員のうち欠格事由に該当する者がいないこと。

ウ 販売する火薬類を貯蔵できる火薬庫を所有又は占有していること。（競技用紙雷管のみを販売し、かつ、その最大数量が6,000発以下の場合を除く。<sup>※4</sup>）

エ 販売の業を適格に遂行するに足りる技術能力があること。

（ア）事業計画が適正であり、災害を発生させることなく、安全に事業を行う能力があること。

（イ）火薬類の取扱に関し安全に作業しうる能力等を有している従業員を適切に配置していること。

オ 販売が、公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障のないものであること。これについては、次の事項を十分配慮してください。<sup>※5</sup>

（ア）申請者の住居が定まっていること。

（イ）申請者（法人にあつては、その業務を行う役員も含む。）が最近2年以内に火薬類取締法又は他の法令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その情状が火薬類販売事業者として不適当な者でないこと。

（ウ）同居の親族等申請者に密接な関係のある者が、火薬類を使用して他人の生命若しくは財産又は公共の安全を害する虞があると認められないこと。（必要に応じて千葉県公安委員会に意見照会することがあります。）

### （2）申請書類

ア 火薬類販売営業許可申請書（省令様式第6、記載例は3-24頁参照）

イ 事業計画書

販売の目的、販売する火薬類の種類、火薬庫に関する事項、販売先、仕入先、年間販売予定数量等が記載されていること。

ウ 申請者の身分等を証明する書類

（ア）法人の場合

- a 登記簿謄本
- b 定款の写し
- c 代表者印の印鑑証明書
- d 代表者の身分証明書
- e 代表者の履歴書

- f 誓約書（代表者及び役員が欠格事由に該当しない旨の代表者による誓約書）
- (イ) 個人の場合
- a 住民票
  - b 印鑑登録証明書
  - c 身分証明書
  - d 履歴書
  - e 誓約書
- エ 販売する火薬類の説明書
- 火薬又は爆薬にあつては、その成分及び配合比、火工品にあつては、その構造及び組成が記載されていること。
- オ 販売所の案内図
- カ 販売所付近の状況図
- キ 販売所の平面図
- ク 千葉市外に火薬庫を所有又は占有している場合は、その許可証の写し（完成検査証及び保安検査証を含む。）

様式第6（第10条関係）

× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理日	年 月 日
× 許可番号	

火薬類販売営業許可申請書《記載例》

●●年●月●日

千 葉 市 長 殿

千葉県●●区●●町●●

株式会社●●●●

(代表者) 代表取締役 ●● ●●

名 称	株式会社●●●●	
販売所所在地(電話)	千葉県●●区●●町●● 043-●●●-●●●●	
(代表者) 住所氏名	千葉県●●区●●町●● <small>※代表者個人の居住場所を記載</small> 代表取締役 ●● ●●	
販売する火薬類の種類	実包 10,000発	
欠格事由に関する事項	1 法第44条の規定により許可を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者	なし
	2 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることなくなった日から3年を経過していない者	なし
	3 心身の故障により火薬類の製造の業を適正に行うことができない者として経済産業省令で定めるもの	なし
	4 法人又は団体であって、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者が あるもの	なし

別紙添付書類 1 事業計画書

2 会社にあっては、定款の写し

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の欄は、記載しないこと。

※1 平成7年10月6日

「模型ロケット並びに模型ロケットに用いられる噴射推進器及び点火具を定める告示」通商産業省告示第578号

※2 平成24年2月3日

「火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示」経済産業省告示第14号

※3 平成元年7月1日

「火薬類の販売営業の許可等について」元立局第230号

※4 平成10年3月31日

「火薬類取締法第五条及び第十三条ただし書の解釈について」10立局第1号

※5 昭和50年2月28日

「火薬類に関する対策の強化について」50立局第128号

## 第4 承認・指示に係る各種手続き

### 1 保安教育計画の認可申請（法第29条）

製造業者、販売業者又は市長が指定した消費者は、保安教育計画を定め、市長の認可が必要です。

#### 申請書類

- (1) 保安教育計画（変更）認可申請書（市規則様式第27号、記載例は4-2頁参照）
- (2) 販売所保安教育計画書（記載例は4-3頁参照）

保安教育計画（変更）認可申請書《記載例》

●●年●月●日

（あて先）千葉市長

申請者

住 所（所在地）千葉市●●区●●町●●

氏 名（名 称）株式会社●●●●

（代表者氏名）代表取締役 ●● ●●

従業員に対する火薬類取扱保安のための保安教育計画を（~~策定~~・変更）したので、火薬類取締法第 29 条第 1 項の規定により申請します。

名 称	株式会社●●●●	
（ <del>製造所</del> ・販売所） の 所 在 地	千葉市●●区●●町●●	
策 定 ・ 変 更 の 別	変更	
備 考	変更箇所 新：●●●● 旧：●●●●	
※受付欄		※備考欄

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番としてください。
  - 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事業所の所在地を記入すること。
  - 3 ※印欄は、記入しないでください。

## 販売所保安教育計画書<<記載例>>

### 第1章 総則

本保安教育計画は、火薬類取締法施行規則第67条の5の規定により当社（当販売所）における保安教育の内容、方法及び時期について定めるものとする。

### 第2章 保安教育の内容

- 1 保安意識の高揚に関すること。
- 2 盗難予防その他火薬類の管理に関すること。
- 3 火薬類一般の性質に関すること。
- 4 火薬類の貯蔵上の取り扱いの技術上の基準に関すること。
- 5 火薬庫の構造、位置及び設備の技術上の基準に関すること。
- 6 危険時における応急措置及び避難方法の全般に関すること。  
（地震発生時の措置及び対応に関することを含む。）
- 7 販売営業の許可を受けている火薬類の性質の詳細に関すること。
- 8 販売台帳又は火薬庫における火薬類の出納の記載に関すること。
- 9 上記4、5、6及び8以外の火薬類取締法令中の必要な部分に関すること。
- 10 上記3から9までに掲げるもののほか、火薬類の販売及び貯蔵並びにこれらに付随する取り扱いに関する保安管理技術に関すること。

### 第3章 保安教育の方法

- 1 従業者に対する保安教育は、事業主、取扱保安責任者その他火薬類の販売や貯蔵若しくはこれに付随する取り扱いに係る保安について十分な知識及び経験を有する者により実施する。
- 2 取扱保安責任者等に対する保安教育は、火薬類取締法に関する法令及び火薬類の取り扱いに関する保安管理技術について十分な知識及び経験を有する者が行う。また、必要に応じて、県及び火薬類保安協会等の主催する講習会等を受講させる。

### 第4章 保安教育の時期

保安教育は従業者が保安意識を高め、必要な知識を修得することができるよう実施する。

- 1 幹部従業員については、年2回以上実施する。特に繁忙期の直前に1回実施する。
- 2 一般従業員については、毎月1回以上重点項目について実施し、3か月に1回総合教育を反復して行う。（計画を変更したときは、その都度行う。）
- 3 取扱保安責任者等については、保安に関する知識の水準を維持向上することができるように、教育効果を十分上げられるような適当な時間を確保して行うとともに、適当な期間をおいて反復して行う。
- 4 新規従業員については、火薬類の取り扱いに従事する前に保安教育を実施する。
- 5 関係官庁等の保安に対する指示、注意事項については、その都度関係者全員に周知徹底させる。

### 第5章 保安教育の記録

従業員に保安教育を実施した場合には、実施年月日、時間数、場所、内容（教育項目）、教育実施者及び受講者を記録し、実施結果及び所感、その他特記事項を添えて保存する。

## 2 火薬庫外火薬類貯蔵所の指示申請（法第11条）

火薬類は原則として火薬庫で貯蔵しなければなりません、一定数量以下の火薬類を火薬庫以外に貯蔵する場合は、市長の指示が必要です。

### (1) 火薬庫外火薬類貯蔵所の区分（省令第15条）

表(1)：販売業者（イ、ロ、ハ）

表(2)～(4)：実包・空包等の貯蔵委託を受けた者

表(5)：土木事業その他事業のため消費する者

表(6)：がん具煙火を販売する者

表(7)：法令に基づく業務による消費者（例：警察官が拳銃弾を保管する場合等）

表(8)：市長が指示する安全な場所以外の安全な場所に貯蔵する者⇒手続き不要

※表(6)がん具煙火を販売する者が貯蔵できる火薬類の種類・数量は下記のとおりです。

区分・火薬類の種類	省令第1条の5第1号へ(2)に掲げるがん具煙火(クラッカーボール)	左記以外のがん具煙火
表(6)(イ)	25kg以下	500kg以下
表(6)(ロ)	15kg以下	250kg以下

### (2) 申請書類

ア 火薬庫外火薬類貯蔵所指示申請書(市規則様式第4号、記載例は4-6頁参照)

イ 貯蔵する火薬類の詳細がわかる資料(貯蔵火薬量計算表、記載例は4-7頁参照・カタログ等)

ウ 管理責任者を明記した書類(記載例は4-7頁参照)

エ 貯蔵場所の位置図 広域(案内図等) 詳細(フロア図等)

※用途地域確認を含む。

オ 保管庫の詳細(構造図・カタログ等)

カ 土地所有者等の承諾書(申請者が所有する土地以外の場所に貯蔵する場合)(承諾書の記載例は3-11頁を参照)

キ 火薬庫外貯蔵所設置審査表(担当まで御連絡ください。)

### (3) 手続きの手順

手順	新設	移設
1	申請書提出	申請書提出
2	書類審査	書類審査
3	審査合格+事業所へ連絡	審査合格+事業所へ連絡
4	着工+工事完了	着工+工事完了指示書交付
5	確認検査	確認検査
6	指示書交付	指示書交付
7	—	移設前施設の廃止届

#### (4) 注意事項

- ア 火薬庫外火薬類貯蔵所を同一建物内に複数設置することは可能ですが、単一の個人又は法人が貯蔵できる総火薬量は省令第15条1項の表に示されている数量が上限となります。
- イ 火薬庫外火薬類貯蔵所を使用しなくなった場合は、火薬庫外火薬類貯蔵所廃止届に貯蔵する火薬類の在庫がないことを証明する書類（帳簿等）を添付して提出してください。（記載例は5-12頁参照）
- ウ 航空機に装備される信号炎管・信号火せんを貯蔵する場合は「航空機用火工品」又は「信号炎管・信号火せん」のいずれか一方に区分します。

火薬庫外火薬類貯蔵所指示申請書《記載例》

●●年●月●日

(あて先) 千葉市長

申請者

住 所 (所在地) 千葉市●●区●●町●●

氏 名 (名 称) 株式会社●●●●

(代表者氏名) 代表取締役 ●● ●●

火薬類取締法施行規則第15条第1項の表(6)(ロ)の規定により、貯蔵所の指示を受けたいので申請します。

名 称	ショップ●●千葉店	
事 務 所 の 所 在 地	千葉市●●区●●町●● 連絡先電話番号 043 - ●●● - ●●●● 連絡先電子メールアドレス ××××@××××	
職 業	小売業	
貯 蔵 所 の 所 在 地	3階店舗倉庫	
貯 蔵 火 薬 類 の 種 類 及びその最大貯蔵量	がん具煙火 250kg	
目 的	販売のため	
構 造	金属製ロッカー	
期 間	販売を中止するまで	
	※受付欄	※備考欄

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番としてください。
  - 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事業所の所在地を記入すること。
  - 3 ※印欄は、記入しないでください。

### 貯蔵火薬量計算表《記載例》

火 薬 類 の 種 類	がん具煙火
製 品 名 等	〇〇776花火
1 個 当 た り の 火 薬 量	約1g～450g
最 大 貯 蔵 量	250kg

### 火薬庫外火薬類貯蔵所の管理責任者について《記載例》

火薬庫外火薬類貯蔵所の管理責任者については、以下のとおりとする。

火 薬 類 貯 蔵 管 理 者	千葉店 店長 ●● ●●
火 薬 類 保 管 庫 の 鍵 の 管 理 責 任 者	千葉店 店長 ●● ●●
火 薬 類 出 し 入 れ の 管 理 責 任 者	千葉店 店長 ●● ●●

削除

## 第5 届出・報告に係る各種手続き

### 1 許可申請書等記載事項変更報告書（省令第81条の14 表2、表5、表9）

許可申請書の記載事項等に変更があったときは、遅滞なく市長に報告しなければなりません。

#### (1) 該当する報告事案

##### ア 製造業者

火薬類製造営業許可申請書の記載事項、事業計画書の記載事項（製造する火薬類の種類及び説明、製造施設の構造、位置（製造所外の保安物件及び製造所内の他の施設との関係位置を含む。）、及び設備並びに製造方法を除く。）又は定款の写しについて変更があったとき。

##### イ 販売業者

火薬類販売営業許可申請書の記載事項（販売する火薬類の種類を除く。）、事業計画書の記載事項又は定款の写しについて変更があったとき。

##### ウ 火薬庫の所有者又は占有者

火薬庫設置等許可申請書の記載事項（貯蔵火薬類の種類及びその最大貯蔵量を除く。）又は火薬庫工事設計明細書の記載事項（火薬庫の位置、構造及び設備を除く。）について変更があったとき。

#### (2) 提出書類

##### ア 許可申請書等記載事項変更報告書（市規則様式第44号、記載例は5-2頁参照）

##### イ 許可証の写し

##### ウ 変更の内容が分かる書類等

（ア）登記簿謄本（履歴事項全部証明書等）

（イ）代表者の身分証明書・履歴書

（ウ）印鑑登録証明書

（エ）移転先の位置図・付近図・平面図

（オ）保管庫の位置図・構造図（カタログ等）

許可申請書等記載事項変更報告書《記載例》

●●年●月●日

(あて先) 千葉市長

届出者

住 所 (所在地) 千葉市●●市●●町●●

氏 名 (名 称) 株式会社●●●●

(代表者氏名) 代表取締役 ●● ●●

連絡先電話番号043 - ●●● - ●●●●

連絡先電子メールアドレス

××××@××××

許可申請書等の記載事項を変更したので、火薬類取締法施行規則第81条の14の規定により報告します。

許 可 の 種 別	販売営業許可	
製 造 所 販 売 所 の 所 在 地 火 薬 庫	千葉市●●市●●町●●	
許 可 年 月 日	●●年●月●日	
許 可 番 号	千葉市指令消指導第●●号	
変 更 年 月 日	●●年●月●日	
変 更 理 由	販売先を追加したため	
変 更 内 容	変 更 前	販売先 株式会社●●●●
	変 更 後	販売先 株式会社●●●●、株式会社●●●●
備 考		
※受付欄		※備考欄

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番としてください。
  - 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事業所の所在地を記入すること。
  - 3 ※印欄は、記入しないでください。

## 2 貯蔵火薬類等変更届（省令第81条の14 表7）

火薬庫設置等許可申請書の記載事項（火薬庫所在地並びに火薬庫の種類及び棟数を除く。）に変更があったとき又は火薬庫工事設計明細書の記載事項のうち付近の状況若しくは保安物件との距離について変更があったときは、事前に又はその事実を知った場合においては遅滞なく市長に届け出なければなりません。

### 届出書類

- (1) 貯蔵火薬類等変更届（市規則様式第46号、記載例は5-4頁参照）
- (2) 火薬庫設置等許可証の写し
- (3) 変更の内容が分かる書類等
  - ア 最大貯蔵量の計算書（最大貯蔵量の変更の場合）
  - イ 火薬庫の案内図、付近図、保安物件との距離を記載した書類
- (4) 火薬庫設置許可審査表（担当まで御連絡ください。）

貯蔵火薬類等変更届《記載例》

●●年●月●日

(あて先) 千葉市長

届出者

住 所 (所在地) 千葉市●●区●●町●●

氏 名 (名 称) ●●煙火店

(代表者氏名) 代表取締役 ●● ●●

貯蔵火薬類等を変更したので、火薬類取締法施行規則第81条の14の規定により届け出ます。

名 称	●●煙火店
事 務 所 の 所 在 地	千葉市●●区●●町●● 連絡先電話番号043-●●●-●●●● 連絡先電子メールアドレス ××××@××××
職 業	煙火販売業
火 薬 庫 の 所 在 地	千葉市●●区●●町●●
変 更 内 容	(変更前) 電気雷管 5,000個 (変更後) 電気雷管10,000個 建設用びょう打ち銃用空包5,000個
※受付欄	
※備考欄	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番としてください。  
 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事業所の所在地を記入すること。  
 3 ※印欄は、記入しないでください。

### 3 火薬庫軽微変更届（法第12条）

火薬庫の軽微な変更の工事をしたときは、その完成後遅滞なく市長に届け出なければなりません。

#### (1) 該当する軽微な変更の工事（省令第14条）

ア 火薬庫内の設備のうち、次のいずれかに該当するものの取替えの工事であって、当該取替えの工事の際火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置を講じたもの

(ア) 暖房設備

(イ) 照明設備

(ウ) 内面の建築材料

イ 火薬庫内の設備のうち、次のいずれかに該当するものの変更の工事であって、当該変更の工事の際火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置を講じたもの

(ア) 照明設備

(イ) 警鳴装置

ウ 火薬庫の屋根の外表面、通気孔若しくは換気孔の金網及び鉄棒、土堤の堤面又は簡易土堤の頂部の取替えの工事

エ 火薬庫外の設備のうち、警戒設備、照明設備又は警鳴装置の変更の工事

#### (2) 届出書類

ア 火薬類製造施設・火薬庫軽微変更届（省令様式第5、記載例は5-6頁参照）

イ 火薬庫設置等許可証の写し

ウ 変更の内容が分かる書類等

エ 火薬庫設置許可審査表（担当まで御連絡ください。）

様式第5（第8条、第14条関係）

× 整理番号	
× 受理日	年 月 日

~~火薬類製造施設~~  
 火 薬 庫

軽微変更届《記載例》

●●年●月●日

千 葉 市 長 殿

千葉市●●区●●町●●  
 株式会社●●●●  
 (代表者) 代表取締役 ●● ●●

名 称	株式会社●●●●
事務所所在地（電話）	千葉市●●区●●町●● 043-●●●●-●●●●
<del>製造所</del> 所在地(電話) 火薬庫	千葉市●●区●●町●● 043-●●●●-●●●●
変 更 の 内 容	警鳴装置の取替 (警鳴装置の詳細については別添資料のとおり)

別紙添付書類 当該変更の概要を記載した書面

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 2 ×印の欄は、記載しないこと。

#### 4 火薬庫承継届（法第12条の2）

火薬庫の譲渡又は引渡があったときは、遅滞なく市長に届け出なければなりません。  
なお、届出の義務者は、火薬庫を承継した者となります。

##### （1）届出書類

- ア 火薬庫承継届（省令様式第8、記載例は5-8頁参照）
- イ 保安責任者等選任・解任届（市規則様式第33号、5-16頁参照）
- ウ 定期自主検査計画届（記載例は5-21頁参照）
- エ 火薬庫譲渡契約書の写し
- オ 火薬庫引渡書の写し
- カ 相続同意書
- キ 火薬庫譲渡証明書又は火薬庫相続証明書
- ク 火薬庫設置等許可証
- ケ 完成検査証の写し

##### （2）注意事項

火薬庫の譲渡又は引渡に伴い、火薬庫を承継した者、当該火薬庫の設置許可証、完成検査証及び保安検査証も譲り受ける必要があります。

様式第8（第14条の2関係）

× 整理番号	
× 受理日	年 月 日

火 薬 庫 承 継 届《記載例》

●●年●月●日

千 葉 市 長 殿

千葉市●●区●●町●●  
 株式会社●●●●  
 (代表者) 代表取締役 ●● ●●

名 称	株式会社●●●●
事務所所在地(電話)	千葉市●●区●●町●● 043-●●●●-●●●●
職 業	煙火販売業
代 表 者 (住所氏名年齢)	千葉市●●区●●町●●※代表者個人の居住場所を記載 代表取締役 ●● ●● (●●歳)
火薬庫所在地(電話)	千葉市●●区●●町●● 043-●●●●-●●●●
火薬庫の種類及び棟数	地上式1級火薬庫 2棟
貯蔵火薬類の種類及びその最大貯蔵量	工業雷管4,000個 導火管付雷管1,000個 実包50,000個 油井用火工品500個
前所有者又は前占有者の住所氏名	千葉市●●区●●町●● ●● ●●
承 継 の 理 由	会社合併のため
承 継 の 期 日	●●年●月●日
備 考	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 ×印の欄は、記載しないこと。  
 3 2級火薬庫にあつては、備考の欄にその使用期間を記載すること。

5 火薬庫外火薬類貯蔵所指示申請書の記載事項変更報告書（市規則第6条3項）

火薬庫外火薬類貯蔵所指示書の記載事項に変更があったときは、遅滞なく市長に報告しなければなりません。

(1) 該当する報告事案

- ア 代表者の変更
- イ 貯蔵火薬類の種類及び最大数量の変更
- ウ 貯蔵庫の構造の変更

(2) 提出書類

- ア 火薬庫外火薬類貯蔵所指示申請書の記載事項変更報告書（市規則様式第7号、記載例は5-10頁参照）
- イ 火薬庫外火薬類貯蔵所指示書の写し
- ウ 変更の内容が分かる書類等
  - (ア) 登記簿謄本
  - (イ) 配置図構造図
  - (ウ) カタログ
  - (エ) 貯蔵火薬量計算表
  - (オ) 写真等
- エ 火薬庫外貯蔵所設置審査表（担当まで御連絡ください。）

火薬庫外火薬類貯蔵所指示申請書の記載事項変更報告書《記載例》

●●年●月●日

(あて先) 千葉市長

届出者

住 所 (所在地) 千葉市●●区●●町●●

氏 名 (名 称) 株式会社●●●●

(代表者氏名) 代表取締役 ●● ●●

火薬庫外火薬類貯蔵所指示申請書の記載事項に変更がありましたので報告します。

貯蔵所の所有又は占有者の名称	株式会社●●●●	
事務所の所在地	千葉市●●区●●町●● 連絡先電話番号 043 - ●●● - ●●●● 連絡先電子メールアドレス ××××@××××	
貯蔵所の所在地	千葉市●●区●●町●●	
貯蔵火薬類の種類及びその最大貯蔵量	信号炎管 50kg	
指 示 年 月 日	●●年●月●日	
指 示 番 号	●●第●●号	
変 更 年 月 日	●●年●月●日	
変 更 内 容 ( 変 更 理 由 )	代表取締役の変更 (新) ●● ●● (旧) ●● ●●	
※受付欄		※備考欄

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番としてください。
  - 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事業所の所在地を記入すること。
  - 3 ※印欄は、記入しないでください。

6 火薬庫外火薬類貯蔵所の廃止届（市規則第6条4項）

火薬庫外火薬類貯蔵所を廃止したときは、遅滞なく市長に届け出なければなりません。

(1) 届出書類

ア 火薬庫外火薬類貯蔵所廃止届（市規則様式第8号、記載例は5-12頁参照）

イ 火薬庫外火薬類貯蔵所指示書

ウ 貯蔵所内の火薬類を処分したことが分かる書類

（ア）完了した譲渡許可証の表・裏の写し又は販売台帳最終頁の写し

（イ）出納台帳最終頁の写し

(2) 注意事項

廃止届を提出するにあたり、火薬類を事前に処分し、貯蔵所内を空の状態にしてください。

火薬庫外火薬類貯蔵所廃止届<<記載例>>

●●年●月●日

(あて先) 千葉市長

届出者

住 所 (所在地) 千葉市●●区●●町●●

氏 名 (名 称) 株式会社●●●●

(代表者氏名) 代表取締役 ●● ●●

●●年●月●日付け千葉市指令消指導第●●号により指示を受けた火薬庫外火薬類貯蔵所を廃止したので届け出ます。

名 称	株式会社●●●●	
事 務 所 の 所 在 地	千葉市●●区●●町●● 連絡先電話番号 0 4 3 - ●●●● - ●●●● 連絡先電子メールアドレス ××××@××××	
貯 蔵 所 の 所 在 地	3階店舗倉庫	
廃 止 年 月 日	●●年●月●日	
廃 止 の 理 由 ( 廃 止 後 の 処 置 )	火薬類の販売を行わないため。 (廃止後の処置) 廃止した貯蔵所は、在庫がないことを確認し撤去しました。	
	※受付欄	※備考欄

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番としてください。
  - 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事業所の所在地を記入すること。
  - 3 ※印欄は、記入しないでください。

## 7 営業（火薬庫の用途）廃止届（法第16条）

火薬類の製造、販売及び火薬庫を廃止したときは、遅滞なく市長に届け出なければなりません。

### （1）届出書類

ア 営業（火薬庫の用途）廃止届（市規則様式第17号、記載例は5-14頁参照）

イ 火薬類製造営業許可証、火薬類販売営業許可証又は火薬庫設置等許可証（火薬庫所有又は占有義務免除許可証及び火薬庫共同使用許可証を含む。）

ウ 完成検査証

エ 最新の保安検査証

オ 火薬類保安教育計画認可証

カ 火薬類販売報告書（市規則様式第45号）又は火薬類出納報告書（市規則様式第47号）

キ 火薬庫内の火薬類を処分したことが分かる書類

（ア）完了した譲渡許可証の表・裏の写し又は販売台帳最終頁の写し

（イ）出納台帳最終頁の写し

### （2）注意事項

廃止届を提出するにあたり、火薬類を事前に処分し、火薬庫内を空の状態にしてください。

営業（火薬庫の用途）廃止届<<記載例>>

●●年●月●日

（あて先）千葉市長

届出者

住 所（所在地）千葉市●●区●●町●●

氏 名（名 称）株式会社●●●●

（代表者氏名）代表取締役 ●● ●●

（~~火薬類製造営業~~・~~火薬類販売営業~~・火薬庫の用途）の（全部・~~一部~~）を廃止したので、火薬類取締法第16条の規定により届け出ます。

名 称	株式会社●●●●	
事務所の所在地	千葉市●●区●●町●● 連絡先電話番号043-●●●-●●●● 連絡先電子メールアドレス ××××@××××	
廃止施設等の所在地	千葉市●●区●●町●●	
廃止施設等の種類 及び棟数	実包火薬庫 1棟	
許可年月日	●●年●月●日	
許可番号	●●第●●号	
廃止年月日	●●年●月●日	
廃止の理由 （廃止後の処置）	今後、残りの火薬庫（2棟）で貯蔵可能なため。なお、他の火薬庫に貯蔵する火薬庫の種類・数量に変更はありません。 （廃止後の措置） 廃止した火薬庫は、在庫がないことを確認し撤去しました。	
	※受付欄	※備考欄

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番としてください。
  - 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事業所の所在地を記入すること。
  - 3 ※印欄は、記入しないでください。

8 保安責任者等選任・解任届（法第30条、法第33条）

製造業者、火薬庫の所有者若しくは占有者又は一定数量以上の火薬類を消費する者（消費者）は、火薬類の製造又は取り扱いに応じた保安責任者等を選任したときは、市長に届け出なければなりません。

保安責任者等の選任基準は、火薬庫の所有者又は占有者については火薬庫群ごとに、消費者については消費場所ごとに下記のとおりです。（省令第69条、省令第70条）（製造保安責任者は除く。）

区 分	貯 蔵 合 計 量 又 は 消 費 合 計 量	正	代	副	
貯 蔵	火薬庫（煙火火薬庫、がん具煙火貯蔵庫及び導火線庫を除く。）の所有者又は占有者	1年間に20t以上の爆薬（爆薬換算）	甲種 1人	甲種 1人	火薬庫の棟数が10を超えるごとに乙種又は甲種1人（10以下は選任不要）
	煙火火薬庫、がん具煙火貯蔵庫又は導火線庫の所有者又は占有者	1年間に20t未満の爆薬（爆薬換算）	乙種又は 甲種1人	乙種又は 甲種1人	
	煙火火薬庫、がん具煙火貯蔵庫又は導火線庫の所有者又は占有者		乙種又は 甲種1人	乙種又は 甲種1人	
消 費	消費者	1か月に1t以上の火薬又は爆薬	甲種 1人	甲種 1人	火工所1箇所につき 乙種又は 甲種1人
		1か月に50kg以上1t未満の火薬又は爆薬	乙種又は 甲種1人	乙種又は 甲種1人	
		1か月に25kg以上50kg未満の火薬又は爆薬	乙種又は 甲種1人	乙種又は 甲種1人	
		1か月に25kg未満の火薬又は爆薬			

(1) 申請書類

- ア 保安責任者等選任・解任届（市規則様式第33号、記載例は5-16頁参照）
- イ 保安手帳（記載内容確認の例は5-17頁参照）
- ウ 履歴書（選任の場合のみ。）
- エ 保安責任者免状の写し（選任の場合のみ。）

(2) 注意事項

受付時に保安手帳の「火薬類取扱保安責任者選解任・免状返納命令等の記録」のページに確認印を押印しますので持参してください。

選 任  
保安責任者等 届<<記載例>>  
~~解 任~~

●●年●月●日

(あて先) 千葉市長

届出者

住 所 (所在地) 千葉市●●区●●町●●

氏 名 (名 称) ●●煙火店

(代表者氏名) 代表取締役 ●● ●●

火薬類 (製造・~~取扱~~) 保安責任者等を (選任・~~解任~~) したので、火薬類取締法 (第 30 条第 3 項・~~第 33 条第 2 項~~) の規定により届け出ます。

名	称	●●煙火店		
事務所の所在地	千葉市●●区●●町●● 連絡先電話番号 0 4 3 - ●●●● - ●●●●●● 連絡先電子メールアドレス ××××@××××			
職	業	煙火販売業		
従事する場所	千葉市●●区●●町●●			
保安責任者	区分	免状の種類	住所	氏名
	正保安責任者	甲種	千葉市●●区●●町●●	●● ●●
代理者				
副保安責任者				
副保安責任者				
※受付欄			※備考欄	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番としてください。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事業所の所在地を記入すること。
- 3 ※印欄は、記入しないでください。

## (例) 保安手帳への記載内容

火薬類取扱保安責任者選解任・免状返納命令等の記録					
選任年月日 又は期間	選任区分	都道府県 確認印	事業所名	解任 年月日	都道府県 確認印
H29. 4. 15	正 副 (代)	千葉県 消防局	●●煙火店	H30. 5. 5	千葉県 消防局
	消 (貯)				
H30. 5. 5	(正) 副 代	千葉県 消防局	●●煙火店		
	消 (貯)				
	正 副 代				
	消 貯				
	正 副 代				
	消 貯				
	正 副 代				
	消 貯				

9 特定施設（火薬庫）使用休止届（省令第44条の2）

各施設を休止するときは、市長に届け出なければなりません。

なお、休止届出を行っている期間は、保安検査が免除されます。

ただし、休止施設を再開する場合は保安検査が必要となります。（省令第44条の2第3項）

（1）届出書類

ア 特定施設（火薬庫）使用休止届（市規則様式第42号、記載例は5-19頁参照）

イ 火薬類製造営業許可証又は火薬庫設置等許可証の写し

ウ 直近の保安検査証の写し

エ 火薬庫内の火薬類を処分したことが分かる書類等

（ア）完了した譲渡許可証の表・裏の写し又は販売台帳最終頁の写し

（イ）出納台帳最終頁の写し

（2）注意事項

休止届を提出するにあたり、火薬類を事前に処分し、火薬庫内を空の状態にしてください。

特定施設（火薬庫）使用休止届《記載例》

●●年●月●日

（あて先）千葉市長

届出者

住 所（所在地）千葉市●●区●●町●●

氏 名（名 称）●●銃砲店

（代表者氏名）代表取締役 ●● ●●

（~~特定施設~~・火薬庫）の使用を休止したので、火薬類取締法施行規則第44条の2第2項ただし書の規定により届け出ます。

名 称	●●銃砲店 地上式1級火薬庫
事務所の所在地	千葉市●●区●●町●● 連絡先電話番号043-●●●●-●●●●● 連絡先電子メールアドレス ××××@××××
製造・貯蔵する火薬類の種類	実包 200,000個
許可年月日	昭和●●年●月●日
許可番号	●●第●●号
休止期間	●●年●月●日から ●●年●月●日まで
休止の理由	事業を一時中止するため
※受付欄	
※備考欄	

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番としてください。
  - 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事業所の所在地を記入すること。
  - 3 ※印欄は、記入しないでください。

10 定期自主検査計画（変更）届・定期自主検査報告書（法第35条の2、省令第67条の9）

製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者は、定期自主検査の計画を定め、市長に届け出るとともに、当該検査が終了したときは、遅滞なく市長に報告しなければなりません。

なお、定期自主検査は、毎年2回以上定期に行うとともに、繁忙期のある製造施設については、繁忙期の直前に1回行わなければなりません。ただし、常時監視又はこれに類する方法により、製造施設若しくは火薬庫が省令第67条の9第2号の技術上の基準に適合し、又は避雷装置、警鳴装置若しくは消火設備等が円滑に作動することを常に確認している場合、その確認に係る装置等については、年一回以上とします。

提出書類

- (1) 定期自主検査計画（変更）届（市規則様式第34号、記載例は5-21頁参照）
- (2) 定期自主検査報告書（市規則様式第35号、記載例は5-22頁参照）※検査実施後

定期自主検査計画（変更）届<<記載例>>

●●●年●月●日

（あて先）千葉市長

届出者

住 所（所在地）千葉市●●区●●町●●

氏 名（名 称）●●●●煙火店

（代表者氏名）代表取締役 ●● ●●

定期自主検査の計画を（策定・~~変更~~）したので、火薬類取締法第35条の2第2項の規定により届け出ます。

名 称	●●●●煙火店	
事務所の所在地	千葉市●●区●●町●● 連絡先電話番号043-●●●●-●●●●● 連絡先電子メールアドレス ××××@××××	
職 業	煙火製造・販売	
製造所 火薬庫 の所在地	千葉市●●区●●町●●	
製造所 火薬庫 の種類及び棟数	製造施設及び煙火火薬庫5棟	
検査予定年月日	1回目 ●月●日 2回目 ●月●日	
検査指揮監督 保安責任者氏名	●● ●●	
※受付欄		※備考欄

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番としてください。
  - 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事業所の所在地を記入すること。
  - 3 ※印欄は、記入しないでください。

定期自主検査報告書《記載例》

●●年●月●日

(あて先) 千葉市長

届出者

住 所 (所在地) 千葉市●●区●●町●●

氏 名 (名 称) ●●●●煙火店

(代表者氏名) 代表取締役 ●● ●●

定期自主検査が終了したので、火薬類取締法第 3 5 条の 2 第 3 項の規定により報告します。

製造所 火薬庫		の所在地 千葉市●●区●●町●●			
製造所 火薬庫		の種類及び棟数 製造施設及び煙火火薬庫 5 棟			
検 査 結 果	検査年月日	●●年●月●日			
	検査監督者氏名	●● ●● <sup>印</sup>			
	構造 位置 設備	使用銅線	銅線電気抵抗	地板接地抵抗	
		避雷装置	鬼撚り硬銅線	5. 0 オーム	5. 0 オーム
		排水	異常なし	内面壁	異常なし
		扉	異常なし	警戒札	異常なし
		窓	異常なし	通気孔	異常なし
		貯水槽	異常なし	換気孔	異常なし
		土堤	異常なし	保安距離	異常なし
	指示事項	なし			
当日在庫高	●● k g				
備考					
※受付欄			※備考欄		

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番としてください。  
 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事業所の所在地を記入すること。  
 3 ※印欄は、記入しないでください。

1.1 火薬類の販売・出納・消費報告書（省令第81条の14 表4、表8、表12）

販売業者（競技用紙雷管に係るものは除く。）、火薬庫の所有者又は占有者及び1か月に25kg以上の火薬又は爆薬を消費する者は、帳簿の記載事項を年度終了後30日以内に市長に報告しなければなりません。

(1) 届出書類

火薬類の販売・出納・消費報告書（市規則様式第45号、47号、49号、記載例は5-24～26頁参照）

(2) 帳簿の種類

区 分	記 載 事 項	保存期間
販売業者(競技用紙雷管に係るものは除く。) (省令第11条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取引した火薬類の種類及び数量</li> <li>・取引の年月日</li> <li>・譲受人又は譲渡人の住所、氏名</li> <li>・火薬庫の種類</li> </ul>	2年間
火薬庫の所有者 又は占有者 (省令第33条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出納した火薬類の種類及び数量</li> <li>・出納の年月日</li> <li>・相手方の住所及び氏名</li> </ul>	2年間
1か月に25kg以上の 火薬又は爆薬を 消費する者 (省令第56条の5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費した火薬類の種類及び数量</li> <li>・消費の年月日</li> <li>・消費場所</li> </ul>	1年間

火薬類販売報告書（●●年度分）《記載例》

●●年●月●日

(あて先) 千葉市長

届出者

住 所 (所在地) 千葉市●●区●●町●●

氏 名 (名 称) 株式会社●●●●

(代表者氏名) 代表取締役 ●● ●●

火薬類取締法施行規則第81条の14の規定により報告します。

火薬類の種類	単位	前年度 繰越数量	年 度 購入数量	年 度 販売数量	年 度 末 残 数 量	備 考
散弾実包	個	5,500	6,000	8,000	3,500	
信号紅炎	本	3,800	5,000	0	8,800	
救命索発射器	本	15	100	50	65	
2.5号玉	個	7,300	10,000	5,200	12,100	
5号玉	個	4,000	8,000	11,000	1,000	
※受付欄			※備考欄			

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番としてください。

2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事業所の所在地を記入すること。

3 ※印欄は、記入しないでください。

火薬庫出納報告書（●●年度分）《記載例》

●●年●月●日

(あて先) 千葉市長

届出者

住 所 (所在地) 千葉市●●区●●町●●

氏 名 (名 称) 株式会社●●●●

(代表者氏名) 代表取締役 ●● ●●

火薬類取締法施行規則第81条の14の規定により報告します。

火薬庫 の番号	火薬類 の種類	単位	前年度 繰越数量	年 度 購入数	年 度 出庫数量	年 度 末 在庫数量	備考
1号 (1級)	雷管	個	4,500	13,000	14,000	3,500	
2号 (1級)	空包	個	0	0	0	0	
3号 (3級)	電気 導火線	本	1,000	0	500	500	
〃	点火具	本	20,000	5,000	18,000	7,000	
〃	電気火管	本	0	4,000	4,000	0	
4号 (煙火)	落下傘	本	200	3,000	1,000	2,200	
〃	船舶用 火せん	本	700	2,000	1,000	1,700	
※受付欄				※備考欄			

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番としてください。  
 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事業所の所在地を記入すること。  
 3 ※印欄は、記入しないでください。

火薬類消費報告書（●●年度分）《記載例》

●●年●月●日

(あて先) 千葉市長

届出者

住 所 (所在地) 千葉市●●区●●町●●

氏 名 (名 称) 株式会社●●●●

(代表者氏名) 代表取締役 ●● ●●

火薬類取締法施行規則第81条の14の規定により報告します。

火 薬 類 の 種 類	単 位	前 年 度 繰 越 数	年 度 購 入 数 量	年 度 消 費 数 量	年 度 末 残 数 量	備 考
電 気 雷 管	本	150	1,000	600	550	
4 号 玉	個	4,320	5,000	5,600	3,720	
1 0 号 玉	個	90	100	120	70	
※受付欄				※備考欄		

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番としてください。
  - 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事業所の所在地を記入すること。
  - 3 ※印欄は、記入しないでください。

## 第6 補足

### 1 実包及び空包等の取扱いについて

#### (1) 譲渡、譲受、輸入、消費

銃砲刀剣類所持等取締法に規定するけん銃等又は猟銃に使用される実包及び空包については、製造業者若しくは販売業者が業務のため行う場合を除き、都道府県公安委員会の許可が必要となります。（法第50条の2）

ただし、廃棄する目的で譲渡・譲受を行う場合は、他の火薬類同様、市長の許可が必要となります。

#### (2) 火薬類の申請窓口

申請区分	申請者	火薬類		
		実包等 <sup>※2</sup>	政令で定める火薬類 <sup>※3</sup>	その他 <sup>※4</sup>
譲渡・譲受	販売業者等 <sup>※1</sup>	市長	市長	市長
	一般人	公安委員会	公安委員会	
譲渡・譲受 (廃棄目的)	販売業者等 <sup>※1</sup>	市長 <sup>※5</sup>	市長	
	一般人	公安委員会 <sup>※5</sup>	公安委員会	
輸入	販売業者等 <sup>※1</sup>	市長	市長	
	一般人	公安委員会	公安委員会	
消費	販売業者等 <sup>※1</sup>	市長	市長	
	一般人	公安委員会	公安委員会	
廃棄		市長	市長	

※1 販売業者、製造業者及び銃砲刀剣類所持者等取締法の規定による銃砲の所持の許可を受けた者

※2 法2条1項3号イ、ロに規定する銃用雷管及び実包・空包

※3 令12条に定める無煙火薬及び黒色猟銃用火薬であり、けん銃、猟銃又は古式銃砲に使用することを目的とするもの。

※4 実包等<sup>※2</sup>及び政令で定める火薬類<sup>※3</sup>を除く火薬類

※5 販売業者又は製造業者に依頼し、契約書等により所有権の移転を伴わないことが明らかな場合は、上記実包等<sup>※2</sup>に係る譲渡・譲受の許可は不要となります。（「不用実包等の取扱いに係る火薬類取締法の規定の解釈等について」（経済産業省通達19保安第28号））

#### (3) 一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会（日火連）

不用実包等（法第2条1項3号イの銃用雷管、同号ロの実包及び空包）を廃棄する場合、日火連に依頼すれば有償で廃棄することができます。

この場合、契約書等で所有権の移転を伴わないことが明らかであれば、火薬類取締法に基づく譲渡・譲受の許可は不要となります。（上記※5に該当）

2 火薬類取締法の適用を受けない火工品について（平成24年2月3日経済産業書告示第14号）

※火薬類取締法の適用を受けない火工品一覧となります。なお、各品目については細部要件がありますので疑問が生じた際は、通知の確認をお願いします。

品目一覧	
1	自動車に用いる火工品
2	自動車用シートベルト引っ張り固定器に用いるL字型ガス発生器
3	自動車用エアバックガス圧力容器封板開放装置に用いるガス発生器
4	自動注液式酸化銀亜鉛電池用ガス発生器
5	宇宙産業用又は航空機工業用のワイヤカッタ
6	液化炭酸ガス容器封板せん孔器
7	分離ナット型締結解除装置
8	電気コネクタ接続器
9	ロープカッタ
10	消火剤容器弁開放装置付き消火装置
11	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第23条の2の5第1項の規定により承認された膀胱結石破碎用医療用点火具又はピンハンマー型尿路結石破碎装置に用いられる結石破碎器
12	ケーブルカッタ
13	電流緊急遮断装置用遮断筒
14	酸素吸入器の酸素発生剤の着火の用に供する点火装置
15	救命無線機用自動膨張装置に用いるガス発生器
16	熱電池
17	ロケットの操舵用又は電子機器冷却用の蓄圧器開栓用せん孔器
18	動力装置に用いる燃料流路遮断装置
19	動力装置に用いる燃料流路開放装置
20	圧力容器封板せん孔器
21	パラシュート拘束ロープ切断装置
22	パラシュート分離装置
23	電路切替装置
24	着衣型エアバックガス圧力容器封板開放装置に用いるガス発生器
25	防犯用視界遮断ガス発生装置
26	航空機用エアバックガス発生器（圧力容器付きのものに限る。）
27	発生させたガスを使用して消火を行うガス発生器（電気点火により発生させる構造のものに限る。）
28	発生させたガスを使用して消火を行うガス発生器（撃針点火により発生させる構造のものに限る。）
29	防犯用インク噴射装置に用いるガス発生器

30	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2の5第1項又は第23条の2の17第1項の規定により承認された着用型自動除細動器に用いられる導電性の薬液の射出装置
31	雪崩対策用エアバッグガス圧力容器封板せん孔器に用いるガス発生器
32	削除
33	削除
34	針なし注射器用アクチュエーター
35	電流緊急遮断装置（特別高圧電路に施設するものであって、過電流を遮断したことを表示するための機能を有したものに限る。）
36	電流緊急遮断器
37	着衣型エアバッグガス発生器（圧力容器付きのものに限る。）
38	航空法（昭和27年法律第231号）第2条第22項に規定する無人航空機に用いるパラシュート開傘装置
39	航空機用酸素ガス圧力容器封板せん孔器
40	針なし注射器用アクチュエーターに用いる火工品（電気点火により、内蔵する火薬を燃焼させて圧力を発生させることにより針なし注射器用アクチュエーター内のピストンを押し出す構造のものに限る。）
41	針なし注射器用アクチュエーターに用いるガス発生器
42	道路運送車両法施行令（昭和26年政令第254号）第7条に規定する年少者用補助乗車装置に用いるエアバッグガス発生器（圧力容器付きのものに限る。）
43	着衣型エアバッグガス圧力容器封板せん孔器
44	電路を短絡させるアクチュエーター
45	ヘルメット型エアバッグガス発生器
46	気泡発生装置用アクチュエーター
47	発生させたガスを使用して消火を行うガス発生器

千葉市消防局予防部指導課  
千葉市中央区長州1-2-1  
電話：043(202)1672  
FAX：043(202)1679  
メール：shidoho@city.chiba.lg.jp